産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長　岩　本　　平

奈良県人事委員会規則第三十二号

産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十条の二第二項」を「第二十条の三第二項」に改める。

第六条中「第二十条の三」を「第二十条の四」に改める。

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。